

令和8年度 第1回 二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 令和8年7月22日（水） 午後2時から午後3時20分
場 所 二宮町役場 第1会議室
出席者 大田博樹会長、平塚孝史委員、清水淳司委員、
松尾武保委員、土谷美智代委員、原美耶委員、大曾根茉莉委員
欠席者 今井恵子副会長
事務局 都市部長、下水道課長、業務班長、業務班主査、業務班技師
傍聴者 なし

1 開会

2 会長選定

会 長 大田博樹
副会長 今井恵子

3 会長あいさつ

4 議題

（1）下水道使用料の見直し検討について

事務局より資料1・資料2・参考資料1・参考資料2に基づき説明。

【審議結果】

- ・下水道使用料の見直し検討は、経営戦略に基づくロードマップ（5年スパンでの見直し）を基本として、酒匂川流域下水道維持管理負担金やウォーターPPPの導入検討に要する費用等の情報を反映しつつ、検討手順（使用料算定作業の進め方）に従い、進められるところから検討を開始する。
- ・下水道使用料を改定（値上げ）した場合に、受益者の理解を得られるよう、財政計画の内訳や収支見通しをわかりやすく示し、様々な機会に周知を図る。

【質問・意見】

委 員：下水道整備は今後、新設から更新が主となる見込みか。

事務局：下水道普及率は令和7年度までに95%に達し、概成を迎えたため、新設は少なくなるが、それでも一定の工事費は必要となる。供用開始から30年以上経過したので、設備の耐用年数を見据えた定期的な点検調査を行いつつ、必要な改築更新を行うが、維持管理上の軽微な修繕も増加する見込みでいる。

委 員：望ましい財源内訳と現状の財源内訳の差異として、一般会計繰入金基準外が発生しているが、ペナルティはあるのか。

事務局：経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合や、令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合に、国庫（社会資本整備総合交付金）が重点配分対象基準から外れることがペナルティと言える。

「独立採算制の原則」からも、下水道事業会計が一般会計に依存することは望ましいとは言えず、「雨水公費・下水私費の原則」からも一般会計繰入金基準内と使用料で汚水処理費用を賄うべきであるため、一般会計繰入金基準外は減らしていくことが望ましく、経営が安定した後は返還していくことが求められる。

委員：「雨水公費・下水私費の原則」と言うが、河川氾濫等の水害は下水道整備区域外（合併浄化槽からの河川流入）も要因となるので、一般会計からの繰入金で維持管理費を賄うべきと思うが、下水道の恩恵を受ける人だけが下水道使用料を払うべきものなのか。

事務局：雨水については、一般会計からの繰入金を賄っており、本年3月に全戸配布をした「水害ハザードマップ」は一般会計繰入金基準内となっている。汚水私費とは、汚水进行处理するための費用を受益者が私費で負担することを原則としており、河川氾濫の対策費は公費から捻出されている。

会長：全ての町民が一律同額の税金を納めている訳ではないため、完全なフェアは成立しにくい、下水道に関心がなく未接続の町民を取り込み、接続率100%を目指すことが今後も求められる。

事務局：下水道課では、引き続き、未整備区域の解消に努めつつ、整備区域には接続勧奨による支援を行っている。

会長：経営戦略の汚水処理原価に汚水処理経費は240.1円とあるが、これは全額100%回収で一般会計繰入金がない場合に受益者の使用料で賄うべき額か。

事務局：受益者の使用料で賄うべき額とは、汚水処理経費240.1円のうち、国から示された一般会計繰入金基準内を除く148.0円／ m^3 が対象であり、汚水処理原価に対する使用料単価は現状138.4円（93.53%）となっているため、一般会計繰入金基準外から賄われている不足分9.6円を受益者からの使用料で賄えるよう、経営戦略では本年度から2カ年かけて使用料改定の見直し検討することとしていたが、経営戦略をとりまとめた昨年度末に町で抑制できない流域下水処理場の負担金の増額が県から示されたところであり、使用料の改定を行うには材料となる将来的な投資額が具体的に定まっていない状況にある。

委員：二宮町は酒匂川流域の自治体とともに酒匂水再生センターにおいて、下水の処理を行っているが、処理場の供用開始から44年が経過し、設備が老朽化している。経費削減に努めた維持管理は実施しているものの、人件費や資材費が高騰している影響で、人口は減少しているにも関わらず、維持管理費は増大している状況にあるが、下水道利用者の皆さんの生活に支障をきたさないよう管理していくためには、耐用年数を経過した施設の大規模な改築更新が必要となる。

事務局：現在、維持管理費の20%程度が、酒匂川流域下水道維持管理負担金となっており、維持管理と改築更新に係る費用が増大する見込みとなっている。

また、令和9年度より、国庫補助金の要件が一部強化され、ウォーターPPP（水の官民連携）を導入しないと污水管改築に係る費用が補助対象外となるので、ウォーターPPPの導入検討に要する費用なども計上した投資財

政計画を組み立てた上で、使用料の改定を検討しないと、改定しても回収率を達成できない事態が予想される。

委員：安心して下水道を使用していくために使用料を改定し、値上げすることは仕方のないことと思うが、値上げに対する利用者の理解を得るための周知はどのように考えているか。

事務局：使用料の改定は、供用開始以降、これまでに3度行ったが、使用料改定に伴う条例改正と併せ、広報やホームページによる周知等を行ったので、改定までに半年ほどの周知期間をもってご理解を得ていく流れになる。

委員：町内に処理場があれば、施設に対する認識はある程度あるので、施設見学等を通じ、児童生徒や保護者に理解を得る手法も考えられるが、二宮町も酒匂水再生センターに関わっていることを周知できないか。

事務局：下水処理場の施設見学については、例年広報紙でお知らせしているほか、10月に酒匂川流域下水道の水再生センターで開催される「下水道ふれあいまつり」の周知を行っている。

委員：処理場を持つ自治体は、騒音や臭気などの環境負荷により関心が高いが、二宮町では関心が低いので、下水は流れればよいと思っている方も多い。良くも悪くも下水道には親しんでもらい、関心を持ってもらう必要がある。

委員：下水道使用料は、水道料金とセットで請求されていることから、負担していることを意識しにくいいため、下水道使用料に1 m³あたり240円もの費用が掛かっているという事実を共有する必要がある。

また、現在、維持管理に要する収益的収入のうち、全体の約6割がこれまでの整備した下水道施設の減価償却の振替分（長期前受金戻入）であり、現状の維持管理に要する負担はそれほど多い訳ではなく、受益者が分割して負担しているという事実を知ってもらえれば、料金改定に対する納得感も高まるのではないかと。

事務局：使用料の改定に係わらず、下水道に関心を持っていただくことは重要であり、改定するのであればなおさら日頃からの理解が必要と考えるので、ふるさとまつりのPRブースでの周知やSNSも含めた各種広報媒体を通じた周知に努めていきたい。

事務局：経営戦略では、ロードマップに示すとおり、概ね5年をスパンとして、使用料改定の見直し検討、検討結果の反映、効果検証を行い、経営戦略の改定を行うこととしているが、酒匂川流域下水道維持管理負担金やウォーターPPの導入検討に要する費用等、使用料の改定を検討するに必要な材料が揃っていない状況において、このまま検討を進めるべきかについて、委員の皆さまのご意見をいただきたい。

委員：改定時期を先送るとした場合、望ましい財源内訳との乖離分を一度に解消しようとするとなれば値上げ幅が大きくなるので、徐々に値上げしていく方が影響は少ないと思う。

事務局：県内他市町において、状況に多少の相違はあるものの、多くの市町で使用料の改定が行われているところであり、条例を改定する際に段階的に引き上

げる条文を盛り込むといった手法もある。物価高騰に伴う社会動向もあり、比較的値上げに対する理解を得られやすいタイミングではある。

委員：県営水道においても、利用者のご理解のもと、水道使用料を3年かけて段階的に値上げをしている。

委員：値上げをするには、値上げ幅の根拠がしっかりしていないと利用者の理解が得難いと思う。

事務局：昨年度の予算要求段階では、年4回の運営審議会で使用料改定の見直しの検討についてお諮りする予定でいたので、根拠となる金額が固まらないにせよ、改定するとした場合の検討の手順（使用料算定作業の進め方）に従い、進められるところから検討を開始できればと考えている。

委員：以前、使用料の見直しにあたっては、大規模事業者の値上げ率を一般町民の値上げ率より上回るようにしてはどうかといった議論もなされたが、大規模事業者の負担をあげても、結果として、商品やサービスの価格に転嫁され、町民の負担が上がるのが考えられるため、一律とした経過がある。

また、昨今、様々な値上げがある中で、下水道使用料の値上げのタイミングが重なると、町民生活への影響が大きくなるので、改定のタイミングを考慮してほしい。

事務局：今後、検討を進める中で議論できればと考えているが、改定ありきで、無条件な値上げを議論するということではなく、仮に段階的に上げていくとしても、経営戦略に基づいた5年スパンの見直しを基本としていただきたい。

委員：従量制料金の検討にあたり、温暖化対策の中で節水が励行されていることに鑑み、使用量の分布を見誤ると、想定した経費回収が得られないことが想定されるので、使用量のボリュームゾーンが確認できる資料や他市町における従量区分等がわかる資料がほしい。

事務局：他市町のボリュームゾーンは把握不能と思われるが、町内の使用量のボリュームゾーンがわかる資料や他市町との比較資料は次回の審議会までに用意する。

（2）その他
資料なし。

【審議結果】

- ・ペーパーレスの推進と事務の効率化のため、日程調整や資料の事前送付はメールでの情報共有を基本とする。
- ・次回以降の会議は、10月、12月、翌年2月を予定するが、検討に必要な材料の状況を見て判断する。

【質問・意見】

特になし。

5 閉会